

## 令和2年度 第7回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備会）

- ・日時 令和3年3月19日（金）13：30～15：30
- ・会場 瑞穂市総合センター 2階 交流ルーム

### 審議の概要

- 1 瑞穂市地域ケア会議の構成について
- 2 瑞穂市成年後見制度利用支援事業について
- 3 令和3年度における中核機関の運用（案）について
- 4 養護老人ホーム入所判定審査

### 議事

#### 地域福祉高齢課長 開会宣言

飯沼会長 それでは早速議事に入りたいと思います。本日配布されている議事次第の議事の第1号議案、瑞穂市地域ケア会議の構成についてです。

これは、前は地域連携ネットワーク協議会という名前で事務局からも触れていましたが、改めて説明をお願いします。

（事務局より説明）

飯沼会長 成年後見制度の利用の促進に関する法律で求められていた中核機関の地域連携ネットワーク協議会の役割を、瑞穂市は地域ケア会議の中で運営していくという位置づけでよろしいか。

地域福祉高齢課長 おっしゃる通り、成年後見の地域連携ネットワーク協議会が瑞穂市ではこの地域ケア会議という位置づけになる。

岡川副会長 地域連携ネットワーク協議会として地域ケア会議を位置づけるということですが、年何回の開催を予定しているか。

地域福祉高齢課長 議論しないといけないケースの件数にもよるが、3回から4回程度行うことを想定している。

岡川副会長 医療ソーシャルワーカーが設置されている病院はあるか。どちらの病院を想定しているのか。

地域福祉高齢課長 具体的には考えていないので、皆様に相談のうえどこの病院のどの方がいいか決めていきたいのでよろしくお願いします。

飯沼会長 議題の2つ目の瑞穂市成年後見制度の利用支援事業についてです。前回の会合でも様々なご意見が出たが、事務局から説明してください。

(事務局より説明)

飯沼会長 とりあえず制度の運用はこの内容でスタートして、変更あるいは改正の必要があれば改正も視野に入れているということか。

地域福祉高齢課長 おっしゃる通りです。

中原委員 2の審判請求費用の助成に関して、対象となる経費で代理人の費用をここに含めることは難しいということだが、もう少し補足して説明してください。

地域福祉高齢課長 審判請求の申し立ての助成件数はあまり出てこないだろうと想定しているが、その代理人の費用は高額なので、行政の行う助成事業の対象経費にするのは難しい。財政当局とも協議をしたが断念した。

中原委員 今後設置する中核機関で書類作成をフォローしていくというイメージか。

地域福祉高齢課長 そうです。中核機関の役割の中にそういった支援も含まれている。4月1日から立ち上げを予定しているが、徐々に支援できるように進めていきたいと思っている。

岡川副会長 審判請求費用について確認ですが、裏面の助成までの流れを見ているとあくまでも精算払いの仕組みで運用していくと思うが、生活保護の方で、例えば最初の切手代を買うお金がないとか、収入印紙を買うお金がないという方に対して、何か現物給付するような仕組みは考えられないか。

地域福祉高齢課長 現物というの難しいが、少額でしたら社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けを活用して、それにあてることも考えられるのではないかと思います。

る。

飯沼会長 今の時点で問題になるような発見や気付きはないか。

スタートして不都合な個所については改正等を考えるというわけなので、やってみなければわからないという部分は出てくる可能性はある。ある程度柔軟な対応はあるという前提で伺います。

廣瀬委員 今のところは予定件数があまりないという想定ですね。

支援団体みたいなどころに関わってくるとどうなるかと思った。こちらは割と田舎の方だが、都市部だと結構専門的にやられる団体がある。そういうところが入ってくると件数がすごく増えるのではないか。

地域福祉高齢課長 団体が関与して大量に申請をしていくということは現時点では想定をしていないが、そういった傾向になったらその都度考えることになると思っている。

飯沼会長 法律の名前自体が成年後見制度の利用の促進に関する法律になっていて、当初、国では件数を増やせという前提で法律を作った経緯もあった。また第1回の会合で説明があったように、田舎ではもうすでに高齢化が進んでおり、これからはむしろ減っていく可能性があるが、瑞穂市は高齢化がこれから進んでいくという自治体です。それにより、件数が今までよりも増えていくことを前提に想定したほうがいいのではないか。

村田委員 若干参考になることですが、3ページの2の助成の額のところに、家庭裁判所が審判において決定した報酬の額の範囲内で市長が定める額となっているが、来年の4月ぐらいから報酬の考え方等が変わってくる流れがある。現在の基準で大体月2万円、1年間24万円に消費税の26万4千円の報酬を払うだけの財産を本人が持っていない場合、臨時に本人に遺産分割でお金が入ってきたとか、交通事故で脳の損傷等があって被後見人状態になってしまい、その後損害賠償等の訴訟をやってお金が入ってくると、裁判所が決定する報酬の額は、基本報酬プラス付加報酬となり、通常1年間に26万4千円の基準的なところが、100万、150万等の報酬になることがある。そのようなお金が入っているにもかかわらず、市の助成があるのはおかしいと思う。

それで今の意見のように件数が増えてくると、その26万4千円かける数で金額が増えていく。平成18年に、施設に入っている方々が、後見人をつけて施設の契約をきちっとしなければということで、集団申し立てがかなりあった。その

ようなことがあると、一気に何十人と増える可能性があるのではないか。

ただ、今言ったような額については、ここに決定した報酬の額の範囲内に市長が定める額とあるが、普通より額が大きい場合、そこは確認しないと、実はもう本人の方からもらえばよいのであって瑞穂市が助成をしなくても、本人に入った損害賠償請求や、遺産分割のお金の中から報酬は支払われるべきだ。自治体をほとんど回ったが、そこを勘違いしている市町の担当者がいたので、参考までに話をした。

飯沼会長 助成の申請時に、決定が出ている報酬が高ければ何らかの加算要因があったはずなので、申請した成年後見人に、本人の資力関係など、疎明資料とまでは言わないが、ヒアリングをすると、適正かどうかの判断はできるかと思う。

ちなみに私の場合は、生活保護を受けている方について、これだけ本人の財産が増えたと申告して生活保護を切られたことがあった。

実際に担当する成年後見人のマインドによるところもある程度出るので、申請が出たときにヒアリングみたいなことをしてもいいかと思う。

中原委員 他の自治体に助成をお願いする場合、むしろ判断してもらうのにこういう資料が必要だろうというものを任意でつけているのが実情。

特に生活保護を受けているような方は、自治体の生活保護と高齢福祉課の両方の担当者と相談し、このケースをあえて今、現有の本人の資金の中から報酬を全額充当したほうがいいのか、むしろ助成金請求してもらった方がいいか、自治体の判断にできるだけゆだねるようにしているところ。むしろ助成を出す際の必要と認める書類をどんどん伝えたほうがいいのかと思う。

岡川副会長 裁判所の村田委員に確認をしたいが、1ページの審判請求費用の対象となる経費だが、審判請求に必要な手数料とはおそらく収入印紙のことで、診断書やその他審判請求に必要な費用とはおそらく住民票や戸籍票を取る費用と思うが、これは裁判所が本人の費用として認めるものとイコールになるかどうか。ひょっとしたら瑞穂市の助成の範囲が広いのではないかと思ったがどうか。

村田委員 裁判所の審判が来て、何かと見ると送付、送達費用というような形で、ここに書いてあるように、その他審判請求に必要な費用という記載になっていなかったか。そこは若干広いかもしれないが、違うというのは確かですね。

岡川副会長 きっと審判請求するときに意外にかかるのは住民票と戸籍の費用だと思う。生活保護の方や資産がない方本人の負担とされない部分を瑞穂市が見てくれるの

はありがたい制度だと思った。

中原委員 審判請求費用、申し立ての費用ですが、本人の負担とするという手続き費用の別途の審判があればもちろん本人の費用負担になるが、手前どものリーガルサポートという団体の中でも、恥ずかしい話ですが、申し立てに関わった司法書士がそのまま後見人に選任されて、自身の書類作成費用、申し立ての司法書士の費用を本人のところから精算してしまうものがある。

繰り返し繰り返し指導するが、事実、それで充当することがある。問題だということ認識しているのだろうとは思ってはいるが、逆に言うとそこでないと費用が回収できないからやむを得ないという現場の事情もあるようなので、そのあたりを何とかこういった助成制度を将来的に充実させることで埋めていければ理想かと思う。実情を話しましたが、裁判所としては原則的にはあまり望ましくないという理解か。

村田委員 最終的には裁判官が決めるところで、後見開始は裁判所が審判をしてから14日後に確定する。確定してからは後見人の話だが、確定前についてどう考えるかは人それぞれ、というような考えを持っている司法書士が浜松の方にいた。

裁判官の方でも、後見開始の申し立てをする前に親族が本人の財産にたかってしまっていた場合、後見人にどこまでやってもらうかはその裁判官の考え方によって、後見人がこれは回収しなければ本人のためにならない、そこまでやるべきだ、となるかもしれないし、それはもう個別に、具体的な案件についてどうするかと、後見人になった段階に聞いてもらう話で、この話とはずれてしまうのかなと思う。

飯沼会長 この費用については不合理だというのがあって、報酬付与の審判の申し立てに800円の印紙を貼らないといけないが、あれは後見人の費用としては見てもらえなくて、自費で負担をしなければいけない。なんか変だという感じがする。

これはよくよく考えたら、昔々の禁治産時代の財産管理、それも財産管理というのは家の財産を守る、その制度だったというときの名残だろうなど。昔の禁治産制度というのは、今のように本人の保護じゃなくて家の財産の保護、明治時代にスタートしたので、報酬の付与というのは、その当時は申し立てた本人の負担じゃなくて、成年後見人の負担になっていたんだろうと。その名残がいまだに生きていると思うが、あるいは成年後見人が投じた費用は本人の財産からは出せないとかですね、実はお金の関係で言うと不合理なところがいっぱいある。

ですから、この報酬助成は先々不都合なところがあったら、ある程度柔軟な見直しをするという基本的なベクトルを持ったらいいかと思う。

村田委員 瑞穂市にとってこの報酬助成の申請について、中には変な専門職の方もいるので、額が違っていた場合に確認する必要があるかと。この表現だと報酬付与の審判でかなり青天井的な額が出ることもある。そこについて気になったので、よろしくをお願いします。

飯沼会長 それでは次に、3番目の議案が令和3年度における中核機関の運用案についてです。こちらの説明をお願いします。

こちらは実際に中核機関の業務を受託することになります社会福祉協議会の河村委員から説明をいただくので、よろしくをお願いします。

(社会福祉協議会より説明)

飯沼会長 非常に盛りだくさんの説明ですが、質問等ないか。

説明を伺った印象は、社協が従来から幅広いジャンルでいろいろ相談を受けていて、その中に中核機関がある程度埋め込まれていくようなイメージ、複合的、重層的に検討ができるようになるという、この法律ができたときはもうまず中核機関ありきみたいな形でイメージしていたが、実際の現場に立ってみれば、総合的に検討できるような形に埋め込まれていくというイメージに思った。

岡川副会長 中核機関は4月から開所か。

河村委員 体制としては4月から予定している。

岡川副会長 利用促進基本計画にかかる機能として、普及啓発や相談機能というのはこうやっていくということはよくわかった。

それで、受任者調整、マッチング会議をどこの段階でやっていくのかが1つ気になった。協議会は地域ケア会議が兼ねるということで、2ページの下の図で各ケースがいろんところから上がってきた中で、中核機関にケースが上がってきて、中核機関の中でたとえば定例で受任者調整の会議をしていくのか。そこに三師会が入って、どの専門職団体が、どの法人が受けるのがふさわしいかという議論をする場がどこかで必要だと思うので、それをどの段階で設置するのかと気になった。

あと1点後見人支援機能というものも計画には含まれているが、そこまでは混合というイメージか。

河村委員 マッチング会議とかアセスメント会議の部分については、四半期に1回のケア会議以外にもできれば1か月ないし2か月に1回程度のペースで吸い上がってきた相談事案をどこかに集約した形で開催できるような流れになればと今のところは考えている。

ここの説明でも上げた通り、その福祉従事者が権利擁護に関する経験則やスキルに関する程度の調整が高まった段階でないと、なかなかコーディネートとかマッチングというところまで至らない部分もあるかと思うので、実際に予定している研修の部分も絡ませながら、大体、時期としては7月8月ぐらいから段階的に会議の運営、構成の企画はしていきたいと思う。

後見人支援規模のところまでは想定していないので、そこは相談をしながらと思っている。

飯沼会長 地域ケア会議のところで、担任する事務の3番目として成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する成年後見制度に関する機関相互の連携による支援協議及び成年後見制度利用促進に関して調査審議すること。これは具体的には今年の事案についての調査審議という話かと思うが、これは確か先ほど年に3回か4回という話だったと思う。今の話では一時相談機関から持ち上がってきて、成年後見制度を利用、これが必要かどうかについて月1回ぐらいでという話ですから、こういった関係になるのかというのが今一つ頭の中で整理できていないが。

河村委員 地域ケア会議は、市町村申し立ても前提にした事案や今の報酬助成も絡ませた上でのケースとして、最高の上部会議と思っている。実際そこまでの事案にならなくても、もしかすると福祉マターもマッチングによってある程度対処できるような事案、中度ぐらいの困難事案を協議ができるところをこのアセスメント会議などで整備ができていくといいかと今のところのイメージで思っている。

飯沼会長 その段階で後見制度等の利用の申し立て人になるという場合もある。それについてはマッチングの問題も出てくるという話になる。

村田委員 2ページの事業計画のところに、福祉従事者向けの成年後見人制度講座とあるが、他の自治体等もこのようなことをやる際に、必要があれば裁判所でも講師について、電話で来れるかどうか確認して、他の行事等が入っていないければ行けると思う。各務原市の時に本人情報シートの作成の関係でも行っているかと思う。夏には県の社会福祉協議会の方が、この福祉従事者向けの研修で講師に行っているかと思う。各務原市の市民後見人養成講座の時にも家裁の実務で1コマぐらい

後見担当の主任が行ったりしているのですが、具体的にこういった感じということが決まった段階で、裁判所の方に打診すれば、たぶんできる限りの協力はすることになると思うので、お伝えしておく。

飯沼会長 非常に心強い申し出があった。どんどん使っていただければと思う。

村木委員 この資料は令和3年度ということで理解をしているが、今までの説明の中で、例えばこの市民後見人の養成ということも全く出てこなかった。そのあたり社協はどのように考えているのか教えてもらいたいのと、もう1点、2ページ下のケア会議のこのフローで、一番下のそれぞれの機関がベースで相談が出てくるのはいいが、それをすべて上部会議で検討してから出してくるというのは、そこまで必要ないかなと思う。

そのような会議を経過していくと時間ばかりかかって、最終的にこの地域ケア会議で決定するという方針なのかどうかはわからないが、本当に必要な人が出てきてもなかなか申し立てができないということにならないかと懸念したが、そこら辺の考えはいかがか。

河村委員 まず1つ目の市民後見人の要請ですが、県内におきましてもその市民後見人の養成や育成と、あと実際の実働というところまでを稼働させているのが、各務原市ですが、実際そこに至るまでのパッケージが、各務原市もこれだけの人員配置の中でそこまでのプログラムをようやく考えたという背景もあるので、実際にその養成機能とか育成機能というところが、来年度中に事業として整備できるとなってくると、現場感としてはまだ何とも言えない部分ではあるが、実際に今各務原市の稼働状況は情報共有させてもらい、当然後見人の方へのマッチングという選択肢の中で、形式として深めていきたい、とまでしか言えないが、そこはこの中核機関の協議の中でどういう方にマッチングをしていくといいのかを、検討課題にさせてください。

この過程を踏んでいかないと、実際の支援の介入まで時間を要するのではないかという話ですが、現場から上がってくるケースでは、結構緊迫感のある保護的、措置的な事案というのは少なくないので、その場合についてはこういった会議を定例的に挟まずに、直接所管部署の方とも諮りながら定時開催以外でも、緊急的にその会の開催等、必要に応じて即効性のある運営というところも考えていきたい。

飯沼会長 それを総括した市民後見人の要請については、ある程度長期的な課題になっている状況ということですね。

それから、具体的な事案をあげるルートについては会議を重ねてという、必ずしもそういうわけではなく、事案次第でこのルートではあるけれどもどんどん上へという対応も当然するということでよろしいか。

中原委員 質問というより、お願いというか。私が一番関心があるところだが、このレジュメの5ページの上の市長申し立てに関する支援で、現場で一生懸命いろいろなケースにあたっている中で、どうしてもこれは市長申し立てしかどうしようもないという話があると思うが、地域ケア会議でその判断を行うと3か月に1回かという話になってしまうので、そのあたりは柔軟に対応してもらえればなど。現場の方の苦労を従前から知っているのので、何とかしてあげてもらいたいというのが1点目。

もう1点、瑞穂市で私も仕事をしてしていると、開業医のお医者様の相談員の方から電話がかかってくることもあるが、レジュメの2ページのこのモデル図で言うようにそういった医療系の相談員の窓口はどのあたりになるのかというのが、これは質問ですが。いきなり高齢福祉課に行ってくださいというのは違うかなと思いつつも、現状でなかなか交通整理ができないところがある。これが2点目です。

河村委員 1点目の現場感情も含めた話については、こういった養護老人ホームの入所判定とかではないが、本当に緊迫感のある会議等々については、都度都度、定時開催ではなくて、必要に応じて随時開催みたいな形で、平生からも市と共同して行っているのだから、そういった運用になるかと思っている。

開業医を含む医療との連携も含めた協議の段階だが、ここは他の相談機関の意見ももちろん賜りたいが、結構権利擁護的な側面の段階に上がってくるときに医療系サービスを導入するタイミングとか、リハビリとか、看護とか。あと、我々の方では日常生活自立支援事業を活用したらどうかという、判断能力がどうだろうという初めのアセスメント段階において、包括支援センターやケアマネ、総合相談センターに早い段階で相談に来る流れが定着しつつあるので、その時点でいきなり後見とはならないと思うので、今までの連携の中で、特に事業を総括する福祉総合相談センターでキャッチをしていきたいと思っている。

飯沼会長 緊急性があって、さらに市長申し立てという話になったら、中核機関だけではなくて瑞穂市サイドでもそういった柔軟な対応をする必要があると思うので、今までもそうだったが、特に中核機関、ケア会議でこうなったからといってこの手続きを踏まなければならないというような堅い運用をされないようお願いしたい。

地域福祉高齢課長 柔軟な対応ということだが、承知している。急にお集まりいただくこともあるかと思うが、その節はお世話になります。

飯沼会長 それではこのほかに無ければ成年後見制度中核機関設置準備会についてはこれで終わります。

次は養護老人ホーム入所判定審査となるが、ここでオブザーバーとしてご出席いただいた家庭裁判所の村田次席についてはご退席いただくということになります。ありがとうございました。

<休憩>

飯沼会長 会議を再開します。

次4番目の議事事項の養護老人ホームの入所判定審査です。ここからは事案進行についての仕切を経験豊富な岡川副会長にお任せします。

岡川副会長 急遽、司会を変わることになりました。よろしくをお願いします。

それでは4番、養護老人ホーム入所判定審査。事務局から説明をお願いします。

養護老人ホーム入所判定につき審議、原案どおり可決

岡川副会長 それでは地域ケア会議の本会の3番その他ですが事務局より何か。

地域福祉高齢課長 その他としては特にはないですが、約2年にわたり中核機関設立準備委員会ということで大変お世話になりました。4月1日から中核機関を立ち上げることができました。立ち上げてからいろいろな問題が出てくるかと思う。また相談しながら進めていきたいので、その節はよろしくお願いします。

岡川副会長 それではこれを持ちまして、第7回瑞穂市地域ケア会議を閉じます。皆さんありがとうございました。

地域福祉高齢課長 どうもありがとうございました。お世話になりました。